

原議保存期間	10年(平成42年3月31日まで)
有効期間	一種(平成37年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙人発第104号  
平成31年4月1日  
警察庁長官官房長

#### 都道府県警察官昇任基準要綱の改正について

地方警察職員たる警察官の階級昇任については、「都道府県警察官昇任基準要綱の改正について」(平成9年11月4日付け警察庁丙人発第129号)により実施してきたところであるが、学校教育法(昭和22年法律第26号)が改正され、平成31年4月1日をもって施行されることに伴い、別添のとおり要綱を改正することとしたので、各都道府県警察においては、それぞれの事情に応じて必要な改善を行い、昇任制度の適正な運用に努められたい。

## 都道府県警察官昇任基準要綱

### 第1 目的

この要綱は、地方警察職員たる警察官の階級の昇任に関し、必要な基準を定めることにより、適正な昇任管理に資することを目的とする。

### 第2 昇任区分

巡査部長、警部補及び警部への昇任は、選抜昇任制、一般試験又は専門試験からなる試験昇任制及び選考昇任制の区分によることとし、警視への昇任については、「昇任制度の運用方針について」（平成31年4月1日付け警察庁丙人発第103号）に基づき各都道府県警察の定めるところによる。

### 第3 各昇任区分の意義

#### 1 選抜昇任制

勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高く日常の勤務を通じてその能力が実証されている者を、試験によることなく上位階級に登用する制度

#### 2 試験昇任制

##### (1) 一般試験

勤務成績が優良で、幅広い知識を有し優れた実務能力を有する者を、試験により上位階級に登用する制度

##### (2) 専門試験

勤務成績が優良で、高度な専門的実務能力を有する者を、試験により上位階級に登用する制度

#### 3 選考昇任制

長年組織に貢献している勤務成績の優良な者を、その豊富な職務経験による知識、技能を組織内で有効に活用するため、試験によることなく上位階級に登用する制度

### 第4 各昇任区分における受験資格（対象）者

《選抜昇任制》

選抜昇任制における対象者は、次に掲げる者のうち、勤務成績が優秀で専門的実務能力が極めて高いものとする。

巡査部長	警部補	警部
巡査に4年以上在級している者	巡査部長に4年以上在級している者	警部補に4年以上在級している者

《試験昇任制》

試験昇任制の受験資格者は次のとおりとする。

		巡査部長	警部補	警部
一般試験	4年制大学卒業者	巡査に2年以上在級している者	巡査部長に2年以上在級している者	警部補に4年以上在級している者
	その他	巡査に4年以上在級している者	巡査部長に4年以上在級している者	
専門試験	4年制大学卒業者	巡査に8年以上在級している者	巡査部長に8年以上在級している者	警部補に8年以上在級している者
	その他	巡査に12年以上在級している者		

《選考昇任制》

選考昇任制における対象者は、次に掲げる者のうち、勤務成績の優良なものとする。

巡査部長	警部補	警部
巡査に14年以上在級し、かつ、年齢36歳以上の者	巡査部長に10年以上在級し、かつ、年齢50歳以上の者	警部補に10年以上在級し、かつ、年齢55歳以上の者

第5 各昇任区分における評価項目

各昇任区分における評価項目は次のとおりとする。

昇任区分		評価項目
選抜		勤務成績、実務能力及び人物
試験	一般	①法学一般、警務一般（一般常識を含む。）、警察実務及び警察術科 ②勤務成績、実務能力及び人物
	専門	①実務と密接な関連を有する法学、警務一般（一般常識を含む。）、警察実務（一科目）及び警察術科 ②勤務成績、実務能力及び人物
選考		勤務成績及び人物

## 第6 特例

都道府県警察においては、次に掲げる特例を定めることができるものとする。

- 1 試験昇任制における受験資格年数を都道府県の組織実態に応じて、1年以内延長すること。
- 2 試験昇任制について、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）の受験資格をその在学年数により調整すること。
- 3 専門試験の昇任方法について、職種により分割すること。
- 4 選考昇任制における対象年齢を選考昇任制の趣旨を逸脱しない限度において、各都道府県警察の職員の年齢構成を考慮して調整すること。
- 5 その他昇任制度の運用にあたり、各昇任制の趣旨を逸脱しない限度において必要とする資格を別に定めること。